

# 行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることが出来、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮するために、次のような行動計画を策定する。

## ■ 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日

## ■ 内 容

- 目標 1 : 男性職員の子育て目的の休暇の取得促進  
対策 ①子供が生まれる際の休暇制度の周知・啓蒙の実施  
②対象となる職員の情報を収集し、制度利用の推進
- 目標 2 : 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備  
対策 ①休業した場合の代替要員配置の説明実施  
②休業中及び復帰時の体制についての説明実施
- 目標 3 : 短時間勤務対応・所定労働時間を越えての勤務をさせない制度推進  
対策 ①制度の周知・啓蒙の実施  
②個々の職員の情報等を常に収集することを実施
- 目標 4 : 子供を育てる職員が利用できる託児所の運営  
対策 ①年間を通じて託児できる環境を実施  
②託児時間について、柔軟な対応を実施
- 目標 5 : 育児・介護のための休業を取得できる制度の推進  
対策 ①制度の周知・啓蒙の実施  
②対象となる職員の情報を収集し、制度利用の推進
- 目標 6 : 年次有給休暇の取得促進  
対策 ①有給休暇の取得可能日数の通知及び問合せ時は即回答  
②諸会議において取得促進を実施する
- 目標 7 : その他の次世代育成支援に関する事項  
対策 ①学校への職場体験受け入れ案内の実施  
②職員の子供の職場見学の実施